令和７年度ＡＩ相談対応システム調達業務委託仕様書（案）

第１章　基本事項

１　業務名

令和７年度ＡＩ相談対応システム調達業務

２　背景・目的

県内の児童相談所では、相談件数の増加から記録作成や情報共有に時間が割かれ、きめ細かな対応が難しくなっている。

このため、児童相談業務を効率化し、事務負担を軽減するための対策が急務となっている。こうした背景から、記録作成や情報共有等の事務処理の負担を軽減し、相談援助活動に注力することで、児童虐待事案等に迅速かつ適切に対応できるよう、システムを導入する。

３　契約期間

契約締結日から令和８年３月 31 日まで

第２章　調達の概要

１　調達システムの概要

以下の特徴をもった、ＡＩを活用した音声マイニングのシステムをいう。

（１）電話等（対面での利用、電話での利用、ＩＣレコーダーの録音データ利用含む）による相談内容の自動テキスト化

ＡＩ音声認識技術により、相談内容をリアルタイムにテキスト化でき、また、同時に音声データとして保存ができる。

（２）職員支援ガイダンス表示

ア　相談対応中に会話内容に応じた確認項目等をガイダンスとして表示ができる。

イ　ガイダンスのおいては、ヒアリングすべき内容、相談内容に応じた各制度や関係機関の案内、関連行政サービス情報、関連法案等の表示ができる。

（３）生成ＡＩを活用した相談内容の要約化

相談内容の重要な部分を抽出して要約化ができる。

２　導入箇所

茨城県福祉部子ども政策局青少年家庭課

同局中央児童相談所

同局土浦児童相談所

3　業務スケジュール

内容	時期
契約	令和７年 10 月
システム導入、テスト	令和７年 10 月～令和７年 11 月
システム運用開始	令和７年 10 月～令和７年 11 月

※導入準備が完了した端末から順次システムを利用できるようにすること。

※令和７年 11 月末までに全端末への導入が完了すること。

4　調達範囲

調達範囲は以下のとおりである。

（１）要件定義

（２）導入作業、マスタデータ設定（利用者情報等）等

（３）運用テスト

（４）操作研修（青少年家庭課職員並びに中央及び土浦児童相談所職員向け）

（５）運用保守

（６）その他上記に関連する業務

5　納入成果物

受託者は、以下の成果物を納入すること。

なお、パッケージソフトの標準機能に係る設計等、開示が不可能な内容についてはこの限りではない。

（１）事業計画書、実施報告書等

受託者は、以下の書類を Word、Excel、PowerPoint 等により作成して電子データを発注者へ提出し、承認を得ること。

項番	成果物	説明
1	事業計画書	本件業務を行うにあたっての体制、スケジュール、進め方等を記載したもの
2	設計書	本システムの機能一覧、システム構成図、マスタデータ定義等について記載したもの
3	テスト計画書及び報告書	テスト計画等を示したもの及びその結果
4	操作マニュアル	本システムの管理者用及び利用者用の操作手引書
5	運用保守手引書	本システムの運用保守手引書（障害対応含む）

（２）周辺機器及びライセンス

本システムに必要なコンバージャーやマイク等の周辺機器（パソコン端末を除く。）及びライセンス（音声をリアルタイムにテキスト化する機能を使用するライセンス、IC

レコーダー等で録音した音声データを本システムにアップロードし、順次テキスト化する機能を使用するライセンス及び生成ＡＩ自動要約ができる必要トークン数：1,000万トークン／月）は受託者が用意すること。

第３章　システム要件等

１　基本要件

（１）インターネット接続系で使用可能なシステムであること。

（２）システム管理者の管理者権限を発行することができること。

　また、当該管理者権限でシステム利用者のユーザーＩＤ及び所属の発行及び変更ができること。

（３）システム利用者が各利用者の権限で、音声データのアップロード、データの読み込みテキスト変換、変換結果の修正等一連の処理ができること。

（４）システム利用者が、所属外の情報を閲覧できないようアクセス制限を掛けられること。

（５）システム利用者が個々にログイン機能を有し、また、同時にログインできること。

（６）アップロードした音声データ及び変換後のテキストデータを一定期間保存でき、一定期間経過後に自動消去する機能を有すること。

　また、期間は任意に設定できること。

（７）地名や制度名、施設名等の固有名詞に対応するための辞書登録機能を有すること。

（８）画面遷移は、少ない画面遷移で必要十分に情報を取得できるものであること。

（９）日付の自動表示やプルダウンメニュー等を活用することで、入力項目等は必要最低限とすること。

(10) ユーザーインターフェース設計に当たっては、視覚的な要素や直感的な操作性により、使いやすさに優れていること。

２　個別機能要件

（１）電話等による相談内容の自動テキスト化

ア　ＡＩを活用した音声認識エンジンにより、相談内容からのテキスト化ができること。

イ　対面相談や電話相談の場面で利用でき、マイクやコンバージャ―等の機器を介して端末に接続し、相談内容をリアルタイムで音声テキスト化できること。

ウ　テキスト変換方式は、ファイルをアップロードして随時変換する方式及び音声データをリアルタイムに入力し即時変換する方式に対応すること。

エ　即時変換する方式の音声テキスト化の結果は、話者ごとに表示できること。

　また、発話時刻を表示すること。

オ　音声データのファイル形式として、MP3、WAV、m4a、wma に対応すること。

カ　音声データをアップロード、ダウンロードできること。

キ　テキスト化された相談記録様式は、CSV、Excel、Word 形式で出力できること。また、その様式は発注者が定める様式（記録票、議事録等）に合わせることができ、レイアウト修正に対応できること。

ク　画面上でテキストデータを簡易に編集できること。

ケ　テキスト変換結果を画面上で確認し、会話の音声再生ができること。

コ　音声を再生しながらの編集や、音声再生の一時停止や巻き戻しができること。

サ　電話等の対応者以外のシステム利用者も、即座に内容を共有でき、テキストチャットができること。

シ　過去の履歴について、様々な条件設定による検索ができること。

ス　既存の電話機や現在使用する電話回線を変更することなく、電話音声のテキスト化ができること。

（2）職員支援ガイダンス表示

ア　ヒアリング項目として相談者に確認が必要な内容を一覧表示できること。表示された一覧は項目ごとに対応有無のチェックができること。

イ　ガイダンスを表示できること。内容として、各制度や支援先である関係機関の案内表示ができること。

ウ　相談中の会話で出てきたキーワード等に応じ、ガイダンス内容を表示できること。

エ　事前に指定した条件に基づき、相談中の会話で出てきたキーワードがハイライト表示やリスト表示等により明示されること。

オ　ガイダンスの表示有無は制御が可能であること。

カ　ガイダンスについては、受託者がサンプルデータを提供し、セットアップ作業や独自データの作成支援を行うこと。

キ　相談内容の属性ごとに統計情報を取得できること。

（3）生成ＡＩを活用した相談内容の要約化

ア　生成ＡＩを活用した相談内容の要約化ができること。

イ　要約化された結果をシステムに保存できること。

ウ　システム画面上で要約結果を簡易に編集できること。

エ　システム利用者が生成ＡＩの知識（プロンプトエンジニアリングスキル等）がなくても、機能を利用できること。

オ　生成ＡＩにより処理される会話テキストは、生成ＡＩの学習に使用されないこと。

カ　会話テキストを生成ＡＩに送る際、氏名や住所を自動でマスキング（代替情報への置き換え）できること。

　また、システム利用者による手動でのマスキングもできること。

キ　システム利用者がマスキングの最終確認を行った後、生成ＡＩにデータが連携される仕組みであること。

ク　生成ＡＩによる要約結果において、マスキングした箇所を元に戻す機能を備えること。

3　規模・性能要件

（1）規模要件

ア　システム想定利用者数及び想定データ量

導入箇所名	想定利用台数	利用人数（ライセンス数）	想定データ量（虐待対応件数/年）
青少年家庭課	２台	２人	０件
中央児童相談所	27 台（うちモバイル端末１台）	30 人（うちモバイル端末１台）	1,001 件
土浦児童相談所	39 台（うちモバイル端末２台）	43 人（うちモバイル端末２台）	1,729 件

※青少年家庭課での自動テキスト化機能は不要。システムへのログイン及び利用状況の確認のみ実施することを想定する。

イ　システム稼働時間

24 時間 365 日（メンテナンスや計画停電等を除く）

（2）性能要件

ア　以下のシステム利用環境において利用可能なシステムであること。

種別	項目	スペック
使用端末（一人一台端末）	型名	―
	CPU	core i5 以上（第 8 世代程度）
	メモリ	8GB 以上
	ストレージ	―
	ディスプレイ	フルワイド XGA 以上、1366×768
	OS	windows11
	ブラウザ	Google Chrome、Microsoft Edge
	その他	・.NETFramework4.8 以上 ・Microsoft Visual C++のランタイム(x86)(2013 以降)以上 ・USB-A ポートが使用できること
使用端末（一人一台端末）	型名	―
	CPU	CPU GOLD 6500Y@1.10Ghz
	メモリ	4GB
	ストレージ	57GB

	ディスプレイ	UHD Graphics 615
	OS	windows11
	ブラウザ	Google Chrome、Microsoft Edge
	その他	・USB-C ポートが使用できること
電話	利用電話	デジタル電話
	利用回線	デジタル回線
ネットワーク無線 LAN	帯域	100Mbps
	速度	100Mbps

イ　オンライン処理においてレスポンス時間の目標値は、概ね３秒以内とすること。

ウ　セッションタイムアウトを設定できるようにすること。

4　信頼性要件

受託者は、導入するシステムの信頼性要件として、以下の項目を遵守すること。

（1）定期メンテナンス等でシステムを停止する必要がある場合は、原則として 2 週間前までに、システム管理者に対し通知を行うこと。停止時間帯については、可能な限り業務時間外を設定すること。

（2）障害発生時は、速やかに復旧させること。

また、その状況や復旧の見込み等について、システム管理者に随時知らせること。

（3）運用時における操作ミス、バッチ操作の失敗、環境設定ミス、異常動作など様々な脅威からシステム、データを保護し、障害発生時の迅速な復旧に努めること。

（4）利用者の操作ミス等によるデータの不整合やシステム障害が発生しない設計・実装を行うこと。

（5）複数の利用者端末からの同時更新等により、データの整合性が失われたり、処理が停止したりしない設計・実装を行うこと。

（6）日次又は定期にデータベースのバックアップを行い、複数世代分のバックアップデータを保管すること。また障害発生時等、必要に応じてバックアップデータにより復旧させることができること。

5　拡張性要件

受託者は、導入するシステムの拡張性要件として、以下の項目を遵守すること。

（1）利用者やデータ量の増加に対して、プログラムやファイル等の改修なく対応できるよう、データベースやファイル等の容量に余裕を持たせること。

（2）システム導入後の法改正及び制度改正等による軽微な変更や、システム機能の改善等に対応できる拡張性を持たせること。ただし、大幅な法改正や制度改正等についてはこの限りでない。

（3）将来的に想定されるシステム更新又は再構築に対応するため、システム移行及びデ

ータ移行に配慮された設計とすること。

6　情報セキュリティ要件

受託者は、導入する情報システムの情報セキュリティ要件として、以下の項目を遵守すること。

（1）セキュリティ対策

情報セキュリティマネジメントにかかる国際規格の認証（ISO/IEC27001 など）又はこれと同等の認証を取得しているなど、情報セキュリティ対策が確保されていること。

（2）通信回線対策

ア　不正通信の遮断

通信回線を介した不正を防止するため、不正アクセス及び許可されていない通信プロトコルを通信回線上にて遮断する機能を備えること。

イ　通信のなりすまし防止

システムのなりすましを防止するために、サーバの正当性を確認できる機能を備えるとともに、許可されていない端末、サーバ装置、通信回線装置等の接続を防止する機能を備えること。

ウ　サービス不能化の防止

サービスの継続性を確保するため、本システムの負荷がしきい値を超えた場合に、通信遮断や処理量の抑制等によってサービス停止の脅威を軽減する機能を備えること。

（3）不正プログラム対策

ア　不正プログラムの感染防止

不正プログラム（ウイルス、ワーム、ボット等）による脅威に備えるため、想定される不正プログラムの感染経路の全てにおいて感染を防止する機能を備えるとともに、新たに発見される不正プログラムに対応するために機能の更新が可能であること。

イ　不正プログラム対策の管理

システム全体として不正プログラムの感染防止機能を確実に動作させるため、当該機能の動作状況及び更新状況を一元管理する機能を備えること。

（4）脆弱性対策

ア　構築時の脆弱性対策

本システムを構成するソフトウェアの脆弱性を悪用した不正を防止するため、開発時及び構築時に脆弱性の有無を確認の上、運用上対処が必要な脆弱性は修正の上で納入すること。

イ　運用時の脆弱性対策

運用開始後、新たに発見される脆弱性を悪用した不正を防止するため、本システムを構成するソフトウェアの更新を効率的に実施する機能を備えるとともに、本システム全体の更新漏れを防止する機能を備えること。

（５）ログ管理

ア　ログの蓄積・管理

本システムに対する不正行為の検知、発生原因の特定に用いるために、本システムの利用記録、例外的事象の発生に関するログを蓄積し、発注者が指定する期間保管するとともに、不正の検知、原因特定に有効な管理機能（ログの検索機能、ログの蓄積不能時の対処機能等）を備えること。

イ　ログの保護

ログの不正な改ざんや削除を防止するため、ログに対するアクセス制御機能及び消去や改ざんの事実を検出する機能を備えるとともに、ログのアーカイブデータの保護（消失及び破壊や改ざんの脅威の軽減）のための措置を含む設計とすること。

ウ　時刻の正確性確保

情報セキュリティインシデント発生時の原因追及や不正行為の追跡において、ログの分析等を容易にするため、システム内の機器を正確な時刻に同期する機能を備えること。

（６）不正監視

ア　侵入検知

不正行為に迅速に対処するため、情報システムで送受信される通信内容の監視及びサーバ装置のセキュリティ状態の監視等によって、不正アクセスや不正侵入を検知及び通知する機能を備えること。

イ　サービス不能化の検知

サービスの継続性を確保するため、大量のアクセスや機器の異常による、サーバ装置、通信回線装置又は通信回線の過負荷状態を検知する機能を備えること。

（７）主体認証

情報システムによるサービスを許可された者のみに提供するため、情報システムにアクセスする主体の認証を行う機能として、ＩＤ／パスワードの方式を採用し、主体認証情報の推測や盗難等のリスクの軽減を行う機能として、パスワードの複雑性又は指定回数以上の認証失敗時のアクセス拒否などの条件を満たすこと。

（８）アカウント管理

ア　ライフサイクル管理

主体のアクセス権を適切に管理するため、主体が用いるアカウント（識別コード、主体認証情報、権限等）を管理（登録、更新、停止、削除等）するための機能を備えること。

イ　アクセス権管理

本システムの利用範囲を利用者の職務に応じて制限するため、本システムのアクセス権を職務に応じて制御する機能を備えるとともに、アクセス権の割り当てを適切に設計すること。

ウ　管理者権限の保護

特権を有する管理者による不正を防止するため、管理者権限を制御する機能を備えること。

（９）通信経路上の盗聴防止

ア　通信回線に対する盗聴行為や利用者の不注意による情報の漏えいを防止するため、通信内容を暗号化する機能を備えること。暗号化は適切なアルゴリズムを用いた処理を行うこと。

イ　端末認証や多要素認証、アクセスコントロール等の措置やインターネットVPN等の活用など、セキュリティ対策を実施すること。

(10) 保存情報の機密性確保

本システムに蓄積された情報の窃取や漏えいを防止するため、情報へのアクセスを制限できる機能を備えること。

また、保護すべき情報を利用者が直接アクセス可能な機器に保存できないようにすることに加えて、保存された情報を暗号化する機能を備えること。

(11) 保存情報の完全性確保

情報の改ざんや意図しない消去等のリスクを軽減するため、情報の改ざんを検知する機能又は改ざんされていないことを証明する機能を備えること。

(12) 情報の物理的保護

情報の漏えいを防止するため、記憶装置のパスワードロック、暗号化等によって、物理的な手段による情報窃取行為を防止・検知するための機能を備えること。

(13) 侵入の物理的対策

物理的な手段によるセキュリティ侵害に対抗するため、情報システムの構成装置（重要情報を扱う装置）については、外部からの侵入対策が講じられた場所に設置すること。

(14) ウイルス対策

使用するサーバにはアンチウイルスソフトを導入し、ウイルスチェックを実施すること。

(15) データセンター要件

相談記録やガイダンスデータ等のアプリケーションデータが日本国内のデータセンターで管理され、日本の裁判管轄、法令が適用されること。

(16) システム利用終了後のデータ削除

本システム利用終了時には相談記録やガイダンスデータ、アカウント情報等をは

じめとした本契約に関わる全ての情報を復元不可能な状態に削除し、データ削除報告書を提出すること。

(17) 構成装置の処分

本委託業務で使用した情報システムの構成装置が処分される際に、セキュリティを保った対応が行われること。

(18) その他

「茨城県情報セキュリティ基本方針を定める規定」及び「茨城県情報セキュリティ対策基準を定める要項」に準拠し、適切なセキュリティ対策を実施すること。

7　障害対策（事業継続対応）

（1）システムの構成管理

情報セキュリティインシデントの発生要因を減らすとともに、情報セキュリティインシデントの発生時には迅速に対処するため、構築時の情報システムの構成（ハードウェア、ソフトウェア及びサービス構成に関する情報）を管理し、運用開始後の最新の構成情報及び稼働状況の管理を行うこと。

（2）システムの可用性確保

サービスの継続性を確保するため、情報システムの各業務の異常停止時間が復旧目標時間として１日を超えることのない運用を可能とし、障害時には迅速な復旧を行う方法又は機能を備えること。また、システム稼働時間に対する稼働率の目標を９９％とすること。

8　サプライチェーン・リスク対策

受託者（再委託先含む）において不正プログラム等が組み込まれることへの対策

情報システムの構築において、発注者が意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。当該品質保証体制を証明する書類（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図）を提出すること。

9　利用者保護

（1）情報セキュリティ水準低下の防止

システム利用者の情報セキュリティ水準を低下させないように配慮した上でシステムを提供すること。

（2）プライバシー保護

本システムにアクセスする利用者のアクセス履歴、入力情報等を当該利用者が意図しない形で第三者に送信されないようにすること。

10　テスト実施要件

（1）テスト基本方針

ア　本書で示す各種要件が満たされており、十分な品質が確保されていることを確認するテストを行うこと。

イ　テストデータは、受託者が準備すること。

（2）テスト作業要件

ア　現地環境下において、システム機能が本書の内容や操作マニュアルどおりに動作することを確認すること。

イ　本書の情報セキュリティ要件を満たしていることを確認すること。

（3）不良修正の扱い、原因の究明

テスト中に不良が認められた場合には、その原因について調査・分析し、対応すること。

（4）試験稼働について

テスト作業が完了した後、画面や操作等に問題がないか確認できるよう、システム利用者が自由にシステムを操作できること。

第４章　作業要件

１　運用保守作業要件

受託者は、本システムの運用に関する計画、手続、評価における以下の作業を実施すること。

（1）運用計画の作成

運用支援作業に対する操作、問合せフロー、障害対応フローを作成すること。

（2）運用手順書の作成

運用操作マニュアル、問合せフロー、障害対応フローとして作成すること。

（3）運用評価・改善

運用計画に基づき、定期的に運用結果を評価すること。

また、システム環境のチューニングを含む運用改善案を作成し、発注者の承認の上、運用改善を実施すること。

２　サポート体制

（1）作業時間

受託者は、月曜日から金曜日（祝日、年末年始（１２月２９日～１月３日）を除く）の午前９時から午後５時までを基本とし、運用保守を実施する。ただし、障害発生等の緊急事態には、発注者と受託者が協議の上、対応すること。

（2）対応

受託者は、運用支援、保守業務を遂行するための体制を整備するものとする。

また、障害発生時の緊急事態に対応するため、可能な範囲内において発注者と受託者が常時連絡を取り合える体制を敷くこと。

（３）インシデント管理

本システムに発生したインシデント（システムの不具合、機器の故障、エラー、警告メッセージの発生など）を検知した場合は、以下のとおり対応を実施すること。

ア　過去のインシデント情報を検索し、対応できる事象がある場合、回答又は解決方法を実施すること。ただし、システムへの侵入、ウイルス感染等、セキュリティに関するインシデントである可能性がある場合は、速やかに発注者に報告すること。

イ　過去のインシデント情報を検索し、対応できる事象がない場合、緊急度、優先順位、影響範囲等を考慮して、問題管理にエスカレーションすること。

ウ　発生したインシデント、その対応内容及び対応結果について記録を作成し、一元的に保管及び管理すること。

（４）問題管理

インシデント管理からエスカレーションされてきた事象について、速やかに発注者に報告するとともに、以下のとおり、トラブルとして対応を実施すること。

ア　受託者は、内容を確認し、関連事業者との責任分界点に従って「一次切り分け」として問題を切り分けること。問題の切り分けに当たって必要があれば、関連事業者に調査を依頼すること。

イ　障害の切り分け後、障害の該当箇所を担当している関連事業者に対して、原因の特定と問題解決に向けた対処を依頼すること。

ウ　取得済みバックアップデータからのリカバリや手動による縮退運転移行等復旧作業をすること。

エ　障害が復旧するまで、作業内容を監理し、復旧したことを確認すること。早急に根本的解決ができない場合、発注者の了承を得た上で、一時的な対応を実施すること。かつ、恒久的な解決策を策定又は関連事業者に依頼すること。

オ　一連の障害対応を取りまとめ、内容を資料として残し、定期的に問題発生の統計を取り、発生の傾向を分析して、発注者に報告すること。

３　問い合わせ対応

本システムの問合せ窓口を設け、システム管理者からの電話またはメール等での問い合わせに対応すること。電話での対応時間は月曜日から金曜日（祝日、年末年始（１２月２９日～１月３日）を除く）の午前９時から午後５時までを基本とし、メールでの受付は２４時間３６５日とすること。問合せ発生時には以下の作業を実施すること。

（１）問合せの管理

問合せ内容、回答内容、状況を管理すること。

（２）問合せの回答書作成

問合せの内容を確認し、回答書を作成すること。

4　研修

試験稼働環境下において、システム管理者及び利用者に対し、操作マニュアルに基づいた説明を行うこと。

研修用テキスト及び研修時に使用するダミーデータ等については、受託者が用意すること。

5　マニュアル

受託者は、本システムの操作運用に関わる以下のマニュアルを提供すること。マニュアルはシステム利用者向けのものと管理者向けのものをそれぞれ提供し、極力専門用語を使用せず分かりやすい表現で記載すること。やむを得ず専門用語を使用する場合には、注釈等を付けること。

また、内容は最新の状態に更新し、電子データで常に確認できるようにすること。

（1）利用者用操作マニュアル

システムを利用する職員用の操作マニュアルとして、業務の流れに沿って、各機能単位に操作の手順、入力方法等を明確に記述すること。誤って情報を登録した場合の修正方法等についても記述し、本運用開始後のシステム操作に関する問合せを極力少なくするものであること。

（2）管理者用運用マニュアル

システム管理者を対象とした運用マニュアルとして、各種定義情報やユーザー情報等の管理方法、障害発生時の対応方法について記述すること。

6　ソフトウェア更新

受託者は、導入したソフトウェアについて、ソフトウェアベンダからのパッチ（不具合修正を目的とするパッチ、脆弱性対策を目的とするセキュリティパッチの両方を含む。）の提供情報及び脆弱性に関する情報を継続的に収集し、適用すること。

7　作業の体制及び方法

（1）必要となる資格

ア　受託者は、過去５年以内に地方公共団体のシステム開発又は保守運用案件の履行実績を有すること。

イ　受託者は、ISMS 又はプライバシーマークを取得している者であること。

ウ　主任作業者は、IT スキル標準Ｖ３のレベル４相当以上の者を選任すること。また、過去３年以内に国、地方公共団体の同種業務に関するシステムに係る業務の経験を有すること。加えて、本システムの開発に携わったものであること。

（２）作業体制

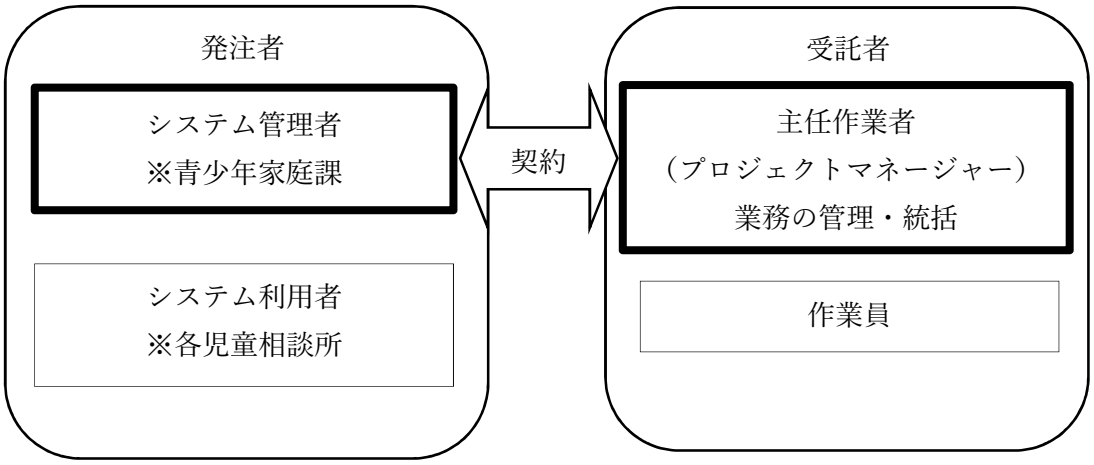

８　その他

（１）サービス利用環境

本件委託業務に使用する開発環境は受託者の負担で準備し、業務期間内は保持すること。

（２）運用機器及び使用材料の負担

本委託業務の遂行に当たって必要となる運用機器、資材、消耗品等は受託者が準備し、それにより発生した費用は受託者が負担とする。

（３）資料提供

受託者は、本件委託業務の遂行に当たり、現行事務にかかわる規程、マニュアル等の資料について、閲覧の必要が生じたときは発注者に依頼するものとする。発注者は、受託者から依頼があり、必要と認めたときは対応する。

（４）入札参加資格について

①　品質マネジメントシステム（ISO9001）の認証を取得、又は同等の品質マネジメントシステムを確立し、本業務を遂行するにあたり、これに準拠した品質管理を適用できること。

②　日本工業規格（JIS）の個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項「JIS Q 15001」に準拠した適切な個人情報保護措置を講ずる体制を整備したプライバシーマークを取得し、本業務に JIS Q 15001 が要求する個人情報の管理を適用できること。外部委託により実施する場合においては、同様の認定を受けている企業であること又は情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度において、ISMS 認証基準を認証取得し、本業務に ISMS 認証基準に準拠した情報管理を適用できること。

（５）児童相談管理システム（児童相談所でのケース管理、経過記録入力等を行うシステ

ム）との連携について理解し、対応すること。

この仕様書に定めのない事項については、随時協議すること。